

平成 26 年 2 月 5 日
初等中等教育局長決定
平成 27 年 1 月 16 日改正

英語教育強化地域拠点事業公募要領

1. 事業名

英語教育強化地域拠点事業

2. 事業の趣旨

文部科学省は、小学校における英語教育の適切な開始年次や授業時数の在り方、小学校から中学校及び中学校から高等学校への円滑な移行のための方策、中学校・高等学校における英語教育の目標・内容の高度化を図る等、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における英語教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、特定の地域を「英語教育強化地域拠点」として指定し、研究開発事業（以下「本事業」という。）を実施する。

3. 事業の内容

(1) 研究開発の目的

「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」（平成 26 年 9 月 26 日英語教育の在り方に関する有識者会議）（以下「有識者会議報告」という。）に基づき、小学校において英語教育が早期に実施された場合の教育課程の在り方及び中学校・高等学校への円滑な移行と教育目標・内容の高度化等、各学校段階を俯瞰した系統性のある教育課程を研究開発する。

(2) 研究テーマ

小学校段階における英語教育の早期化・教科化や授業時数の増、また、小学校における教育課程の改善を踏まえた中学校・高等学校における英語教育の目標・内容の高度化や指導及び評価の改善について強化地域拠点を指定し、研究開発を実施する。強化地域拠点においては、教育課程の編成を踏まえた以下の①～④の要件を必須とし、それぞれの有効性を検証する。

- ① 小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、4 技能に係る一貫した具体的な指標の形式（CAN-DO 形式）で示すこと。
- ② 小学校第 3 学年及び第 4 学年については活動型で週 1 コマ以上実施。
- ③ 小学校第 5 学年及び第 6 学年については教科型で当初は週 1 コマ以上実施した上で、その後さらに時数を増やす。
- ④ 教科型の英語教育を経た生徒が入学する中学校・高等学校における教育目標・内容の高度化や、より着実な定着を実現するための教育課程の編成及び「授業は英語で行うことを基本とする」などの指導及び評価の改善。

ただし、上記③については、対象学年の児童が前年度に外国語活動を経っていない場合は、外国語活動を実施した上で、教科型の英語教育を実施するものとする。（小学校第 4 学年において外国語活動を経験していない児童が第 5 学年に進級した場合は、教科型ではなく、外国語活動を第 5 学年で実施するものとする。第 6 学年においては、

第5学年での外国語活動の経験を踏まえ、教科型を実施する。)

なお、小学校における英語教育の早期化・教科化や授業時数の増に関する、特に先進的な研究開発を実施する場合は、上記①～④の要件以外の内容による研究を可能とする。この場合については、以下に例示する取組を行い、その有効性や課題の検証を実施することとする。

- ・小学校中学年段階までに、活動型または教科型で週1コマ以上実施。
- ・小学校第5学年及び第6学年については教科型で週2コマ以上実施。
- ・モジュール学習の活用を実施。なお、小学校第5学年及び第6学年において週2コマ以上実施する際、モジュール学習を活用した研究も行う。

さらに、有識者会議報告における提言を踏まえ、例えば、以下に示す観点から研究を行う。

【小・中・高等学校に共通する事項】

- ・小学校・中学校、中学校・高等学校の学びが円滑に行われるための取組を行う。

【小学校】

- ・文部科学省が作成した補助教材を活用しながら、小学校の新たな外国語教育を行う。
- ・高学年で教科化する場合、適切な評価方法の検討を行う。

【中学校】

- ・教科書で扱われている題材や言語材料を、生徒の身近な話題と関連付けて扱うことなどにより、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を行う。
- ・生徒が英語に触れる機会を充実し、中学校の学びを高等学校へ円滑につなげる観点から、生徒の理解の程度に応じて、授業は英語で行うことを基本とする。
- ・パフォーマンス評価の活用など、4技能の総合的な評価方法等の検討を行う。

【高等学校】

- ・幅広い話題について発表・討論・交渉などの言語活動を行う。
- ・パフォーマンス評価の活用など、4技能の総合的な評価方法等の検討を行う。

(3) 内容

ア 教材

「外国語活動型」においては、文部科学省が作成する「Hi, friends!」等に加えて、必要に応じて独自教材を使用するものとする。

「教科型」においては、平成26年度に文部科学省が作成した補助教材に加えて、研究開発の趣旨及び目的に即した独自教材を使用するものとする。

イ 指導内容

「外国語活動型」においては、「聞くこと」及び「話すこと」を中心とした活動を通して、言語や文化について理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養うための活動を行うものとする。

「教科型」においては、「聞くこと」及び「話すこと」に「読むこと」及び「書くこと」の態度を育成する指導も加えて、初歩的な英語運用能力を養うことを目的とした内容を取り扱うこととする。

ウ 中学校・高等学校における研究開発の内容は、小学校における研究開発の内容を踏まえた教育内容の開発とする。

エ 強化地域拠点の中学校・高等学校は、同じ強化地域拠点の小学校における研究開発の実施に対して適切な支援を行うこととする。

4. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 書類の提出方法等

(1) 申請の単位、申請者

本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施することとしているため、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本とする（例えば、高等学校1校、中学校1校及び当該中学校区にある小学校全校や小・中・高一貫校等）。申請者は、都道府県及び政令指定都市の教育委員会、附属小学校を置く国立大学法人及び学校法人とする。

(2) 申請対象

指定を受ける強化地域拠点の小学校は、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であることが前提であり、教育課程の特例を必要としないものは対象とならないことに留意すること。なお、中学校・高等学校については、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校のほか、現行教育課程の基準の下での、教育課程等の改善に関する研究開発も対象となる。

(3) 提出書類

- 別に定める指定申請書（様式1）及び強化地域拠点の学校の同意書（様式2）
- 事業実施計画書（様式3-1～様式4-2）及び担当者名簿（様式6）等

(4) 提出部数

- 紙媒体1部、電子媒体1部

(5) 提出方法

提案書類は紙媒体で郵送により提出すること。また、当該提出書類の電子媒体をE-MAILにて提出すること。なお、郵送する際は、簡易書留や宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。また、送付中の事故等による未着については、当方は一切の責任を負わない。

(6) 提出期限

平成27年2月16日（月）（17時必着）

(7) 提出先（問合せ先）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局国際教育課事業推進係（尾石・石原）
電話：03-5253-4111（代表）（内線3480）
E-MAIL:gaikokugo@mext.go.jp

(8) その他

書類の作成費及び送料については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

6. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件当たり350万円程度を上限とする

採択件数：25件程度を採択予定（2年目以降の事業実施計画を含む）

7. 採択方法等

文部科学省が設置する企画評価会議において、別に定める審査要領に基づき、書類選考を実施する。選考終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。

8. 委託契約締結

選考・審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、本公募要領6に示す事業規模及び委託要項に基づく「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

9. 事業の成果について

本事業の成果については、文部科学省ホームページへの掲載等を通じて広く普及・啓発することを予定している。

10. スケジュール（予定）

公募開始：平成27年1月16日

公募締切：平成27年2月16日

選考・審査：平成27年2月下旬予定

採択結果通知：平成27年3月下旬

契約締結：平成27年度予算が成立した場合に、平成27年4月以降随時

契約期間：契約締結日から平成28年3月31日まで

契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を採択先にも十分周知してください。

11. その他

事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書、事業実施計画書等を遵守すること。

この公募は、平成27年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までのあいだ、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意すること。